

## 緊急事態宣言を踏まえた県議会における 新型コロナウイルス感染症対策の取組状況

### 1 マスクの着用及び傍聴の取扱い

会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。

また、傍聴に関しては、可能な限り自粛していただき、インターネットによる視聴をお願いする。

〈直ちに実施〉

#### 【取組状況】

- ・ 会議におけるマスクの着用は、4月10日の議会運営委員会から開始。
- ・ 傍聴の自粛・インターネット中継による視聴は、4月13日に県議会ホームページにより、5月8日に令和2年第2回定例会の県議会ポスターにより、及び5月11日に議会かながわ166号により案内を開始。

### 2 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

#### (1) 換気の徹底

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

〈直ちに実施〉

#### 【取組状況】

- ・ 議場の換気は4月24日の本会議から、議会会議室の換気は4月10日の議会運営委員会から開始。

#### (2) 出席者の縮減と柔軟な会議室の使用

議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減するとともに、過密を避けるため、必要に応じて代替の会議室を使用する。

〈直ちに実施・検討〉

#### 【取組状況】

- ・ 本会議における執行機関出席者の縮減は、4月24日の本会議から開始。
- ・ 委員会における執行機関出席者の縮減は、4月15日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会から開始。
- ・ 代替の会議室の使用は、4月15日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を大会議室で実施。
- ・ 議会運営委員会では、4月10日の議会運営委員会から委員席の間隔をあけるとともに、議会局の出席者を原則課長以上とし、当局の陪席者（議会書記）については、出席を要しないこととした。

- ・ 常任委員会では、4月24日から、質疑時は委員席の間隔をあけるため、質疑を行っている会派以外は、議員傍聴席等に移動することとした。
- ・ 本会議における議員の出席については、4月24日から緊急事態宣言下における対応として、原則として採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、議席番号により出席議員を半数程度に縮減する取組を開始。

### (3) 執務スペース等の確保への協力

執行機関に貸し出す委員会室の対象を拡大し、全委員会室を貸し出すこととする。また、議会大会議室及び議会応接室の貸出要件を緩和し、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

〈準備ができ次第速やかに実施〉

#### 【取組状況】

- ・ 4月10日に庁内各所属に貸出要件緩和を通知し、当局の利用に協力開始。
- ・ 特に、8階議会大会議室は9月30日まで、9階議会応接室は3月31日まで、新型コロナウイルス感染症対策本部に貸し出し。
- ・ このほか、人的支援として、執行機関に応援職員を派遣。  
4月27日～ 1名

### 3 議員要望事項等に係る執行機関との窓口の一元化

円滑かつ効率的に事務を処理するため、緊急事態宣言が発令されている間は、新型コロナウイルス感染症に関する要望等については、議会局が原則として窓口となり、執行機関等に要望する。

〈準備ができ次第速やかに実施〉

#### 【取組状況】

- ・ 議員要望事項等については、執行機関と調整を行い、4月15日から議会局に窓口を一元化して、執行機関に順次要望している。

### 4 県民意見等の聴取と情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する更なる県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを新設する。頂いたご意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

〈準備ができ次第速やかに実施〉

**【取組状況】**

- ・専用のメールフォームは、5月8日に開設、県議会ホームページで周知。

受付状況 1件

※既存の県議会一般のメールフォームでは33件受付

ご意見・ご要望の格納先

→ SideBooks Cloud > 神奈川県議会 > 議員あて要望

- ・請願・陳情について、県議会ホームページにおいて、4月14日から当面の間は、郵送による提出を依頼
- ・情報発信は、次の取組を実施。

4月 8日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言についての議長声明を发出（県議会ホームページ）

4月28日 医療従事者、福祉関係者をはじめ新型コロナウイルスの最前線で働く皆様へのメッセージ動画を配信

5月11日 議会かながわ166号に新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた議長メッセージを掲載

## 5 状況を踏まえた議会日程の調整

今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

〈必要に応じて実施〉

**【取組状況】**

- ・感染拡大の状況を注視し、必要があれば今後検討。

## 6 その他

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。

**【開催状況】**

4月10日 第1回目 議題 緊急事態宣言を踏まえた県議会における新型コロナウイルス感染症対策について

4月24日 第2回目 議題 同

5月15日 第3回目 議題 同